

指定管理者の指定について

本市は、指定管理者を次のとおり指定するものとする。

1 施設の名称

秦野市カルチャーパーク（文化会館、図書館等を除く。）及び秦野市立おおね公園

2 指定管理者とする団体

(1) 共同企業体名

ミズノグループ

(2) 代表となる団体

大阪府大阪市中央区北浜四丁目1番23号

美津濃株式会社

代表取締役 水野 明 人

3 指定の期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

令和3年9月7日提出

秦野市長 高橋 昌和

提案理由

秦野市カルチャーパーク（文化会館、図書館等を除く。）及び秦野市立おおね公園の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

ミズノグループの概要について

1 構成員

- (1) 大阪府大阪市中央区北浜四丁目1番23号
美津濃株式会社

代表取締役 水野 明 人

- (2) 大阪府大阪市中央区北浜四丁目1番23号
ミズノスポーツサービス株式会社

代表取締役 篠村 嘉 将

- (3) 東京都品川区東品川四丁目10番1号
コナミスポーツ株式会社

代表取締役 有坂 順 一

- (4) 神奈川県平塚市真田四丁目39番38号
東海体育指導株式会社

代表取締役 西久保 好 生

- (5) 神奈川県横浜市西区南幸二丁目16番20号
株式会社オーチャー

代表取締役 椎原 正 尚

2 設立年月日

構成員	設立年月日
美津濃株式会社	明治39年4月1日
ミズノスポーツサービス株式会社	平成元年4月1日
コナミスポーツ株式会社	昭和48年3月14日
東海体育指導株式会社	昭和54年3月20日
株式会社オーチャー	昭和60年11月1日

3 法人の事業概要及び本事業での役割

構成員	法人の事業概要	本事業での役割
美津濃株式会社	(1) スポーツグッズ、スポーツウェア等のスポーツに関わる製品の製造・卸売・販売 (2) スポーツ施設の建設・施設運営、スクール事業等	総括管理・運営業務
ミズノスポーツサービス株式会社	公共スポーツ施設（指定管理、運営受託、PFI）、直営フットサルコート及びフィットネス施設の管理運営等	運営全般業務
コナミスポーツ株式会社	(1) スポーツクラブの開発・運営 (2) 公共団体及び民間企業の各種スポーツ施設の運営受託 (3) フィットネス機器及びサプリメントの開発・販売等	運営補佐（トレーニングルーム運営）
東海体育指導株式会社	(1) スイミングクラブの管理経営 (2) スポーツ用品の器具及び機械の販売 (3) 体育施設及び教育施設の保守・管理・警備等	運営補佐（プール運営等）
株式会社オーチャー	(1) 公共施設の管理業務 (2) 建物、施設及び建物附属設備の清掃、保守点検管理・修繕 (3) スポーツ施設の運営・点検管理等	維持管理業務



令和3年7月



秦野市長 高橋 昌和 様

秦野市カルチャーパーク及びおおね公園
指定管理者選定評価委員会
委員長 石井 隆士

秦野市カルチャーパーク及び秦野市立おおね公園指定管理者候補
の選定に係る意見について（具申）

令和3年7月5日付けで依頼のありました秦野市カルチャーパーク及び秦野市立おおね公園指定管理者候補の選定について、秦野市都市公園条例（昭和50年秦野市条例第9号）第32条第2項の規定に基づき、次のとおり意見を具申します。

1 指定管理者候補者

(1) 共同企業体名

ミズノグループ

(2) 代表となる団体

ア 所在地

大阪市中央区北浜四丁目1番23号

イ 団体名

美津濃株式会社

ウ 代表者氏名

代表取締役 水野 明人

2 指定管理者候補者の次点者

(1) 共同企業体名

シンコースポーツ・小田急電鉄・NTTファシリティーズ共同事業体

(2) 代表となる団体

ア 所在地

東京都中央区日本橋堀留町二丁目1番1号

イ 団 体 名

シンコースポーツ株式会社

ウ 代表者氏名

代表取締役 石崎 健太

3 選定理由

別紙「秦野市カルチャーパーク及び秦野市立おおね公園指定管理者候補選
定結果報告書」のとおり

秦野市カルチャーパーク及び秦野市立
おおね公園指定管理者候補選定結果報告書

令和3年7月

秦野市カルチャーパーク及びおおね公園
指定管理者選定評価委員会

1 選定方法及び選定結果

(1) 選定方法

募集要項に定めた応募資格等を全て満たしている事業者から提出された事業計画書の内容について、あらかじめ定めた審査項目別に秦野市カルチャーパーク及びおおね公園指定管理者選定評価委員会（以下「選定評価委員会」という。）において、全委員の評点の平均点を基に総合的に判断のうえ、選定する方法とした。

(2) 選定結果

別紙「指定管理者選定評価委員会評点集計表」に基づき、慎重かつ公正な審議をした結果、高い評点を獲得した申請番号③ミズノグループを指定管理者の候補者として、また、申請番号②シンコースポーツ・小田急電鉄・NTTファシリティーズ共同事業体を指定管理者候補者の次点者として選定した。

申請番号①	95.0点
申請番号② シンコースポーツ・小田急電鉄・NTTファシリティーズ 共同事業体	104.8点
申請番号③ ミズノグループ	108.6点

2 選定評価委員会の開催経過

秦野市カルチャーパーク及び秦野市立おおね公園の指定管理者候補の選定に当たり、審査を行った。

なお、指定管理者候補の選定に係る選定評価委員会の開催経過は、次のとおりである。

- (1) 第1回選定評価委員会（書面開催）令和3年4月12日意見書提出期日
募集要項及び仕様書の検討及び決定
- (2) 第2回選定評価委員会 令和3年7月5日

正副委員長の選任、施設の管理・運営状況に係る外部評価、指定管理者指定申請者の審査及び指定管理者候補者の選定

3 選定までの主な経過

(1) 公募開始日	令和3年4月15日(木)
(2) 現地見学会	令和3年4月27日(火)
(3) 質問受付期限	令和3年5月11日(火)
(4) 質問回答期限	令和3年5月18日(火)
(5) 申請書受付期限	令和3年6月15日(火)
(6) 第1次審査(書類審査等)	令和3年6月23日(水)
(7) 第2次審査(プレゼンテーション)	令和3年7月5日(月)

4 募集の趣旨

秦野市カルチャーパーク及び秦野市立おおね公園の管理運営業務について、民間の活力を活用することにより、サービスの向上と経費の節減を図るとともに、効果的かつ効率的に運営するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項及び秦野市都市公園条例(昭和50年秦野市条例第9号)第32条第2項の規定に基づき、指定管理者を募集したものである。

5 施設の概要

(1) 名称及び所在

名 称		所 在 地
カルチャーパーク (約 197,000 m ²)	総合体育館	秦野市平沢148番地 ほか
	管理事務所	
	旧管理事務所	
	陸上競技場	
	野球場	
	庭球場	
	水泳プール(夏期のみ)	
	中央こども公園	
	ジョギングコース	
おおね公園 (約 68,000 m ²)	管理事務所(温水プール・ トレーニングルーム)	秦野市鶴巻940番地
	施設管理棟	
	庭球場	
	多目的広場	
	スケーティング場	
	ゲートボール場	
	ジョギングコース	
	わんぱく広場	

(2) 施設設置目的

ア 秦野市カルチャーパーク

文化、教養、スポーツ及びレクリエーションの場を一体的に市民及び滞在者に提供することにより公共の福祉を増進し、持続可能で活力のあるまちづくりに役立てることを目的としている。

イ 秦野市立おおね公園

都市公園法（昭和31年法律第79号）に基づく都市公園として、公共の福祉に資することを目的としている。

6 指定管理者の応募資格等

(1) 応募資格は、法人若しくはその他の団体（以下「法人等」という。）

又は複数の法人等により構成された共同企業体（以下「グループ」という。）で、次の各号の要件を全て満たすこととしたものである。

ア 地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがないこと。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、一般競争入札の参加を制限されている者でないこと。

ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）又は会社更生法（平成14年法律第154号）による再生・更生手続中でないこと。

エ 市税、県税及び国税を滞納していないこと。

オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は秦野市暴力団排除条例（平成23年秦野市条例第18号）第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等でないこと。

カ 指定管理者として行う業務に関連する法規に違反するとして関係機関に認定された日から2年を経過していない者でないこと。

キ 現地見学会に参加すること。

(2) グループでの応募における留意事項

グループで応募をされる場合は、次の事項について留意することとしたものである。

ア (1)のアからカまでの要件は構成する全ての構成員が、また(1)のキの要件については構成員のうちいずれかの法人等が要件を満たす必要があること。

イ 代表する法人等を定めること。

ウ 単独で応募をした法人等は、この応募において、別のグループの構成員になることはできないこと。

エ 法人等は、この応募において、複数のグループで同時に構成員になることはできないこと。

指定管理者選定評価委員会評点集計表

- 1 その事業計画による都市公園の運営が住民の平等利用を確保することができるものであること。

審査項目	配点 (評点×係数)	申請 番号①	申請 番号②	申請 番号③
(1)管理運営の基本的な考え方について	10 (5×2)	7.6	8.4	8.0
(2)利用者への支援計画	10 (5×2)	7.6	7.6	8.4
小計 (A)	20	15.2	16.0	16.4

- 2 その事業計画の内容が都市公園の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

審査項目	配点 (評点×係数)	申請 番号①	申請 番号②	申請 番号③
(1)施設利用の促進方策	15 (5×3)	12.0	13.2	12.6
(2)安全管理・事故防止	5 (5×1)	3.0	3.6	3.8
(3)地域協働	10 (5×2)	8.0	7.6	9.2
(4)自主事業の実施計画	5 (5×1)	3.2	3.8	4.4
(5)指定管理料の妥当性	15 (5×3)	9.0	11.4	11.4
(6)経費節減の考え方	5 (5×1)	3.0	3.4	3.4
(7)収入予算の妥当性・安定性	5 (5×1)	2.6	3.2	3.6
(8)事業収益向上の考え方	5 (5×1)	2.8	3.2	3.4
(9)広報計画・研修計画	5 (5×1)	3.2	4.4	3.8
小計 (B)	70	46.8	53.8	55.6

- 3 その事業計画に沿った管理を安定して行うことができるものであること。

審査項目	配点 (評点×係数)	申請 番号①	申請 番号②	申請 番号③
(1)安定的な運営を行う体制、人員配置	5 (5×1)	3.0	4.2	4.2
(2)維持管理体制	5 (5×1)	3.4	4.2	4.0
(3)施設の維持管理計画	5 (5×1)	3.4	4.0	3.8
(4)設備の保守管理計画	5 (5×1)	3.8	4.0	4.0
(5)個人情報の保護・情報公開・コンプライアンス・社会貢献	5 (5×1)	3.2	3.6	4.2
(6)市内事業者の活用・市民の雇用	15 (5×3)	12.0	10.8	12.0
(7)管理運営等実績・事業遂行能力	5 (5×1)	4.2	4.2	4.4
小計 (C)	45	33.0	35.0	36.6

- 4 合計点数 (A + B + C)

合計点数	配点	申請 番号①	申請 番号②	申請 番号③
	135	95.0	104.8	108.6

※1から3における申請番号①から③の点数は、指定管理者選定評価委員会の委員（5名）の平均点（小数点以下第2位を四捨五入）を示している。

5 選定に係る総括

全委員の評点の平均点を基に総合的に判断した結果、指定管理者候補者を申請番号③に、指定管理者候補者の次点者を申請番号②に選定した。

なお、この審査・選定に当たり、それぞれの申請者に対する意見としては次のとおりである。

【申請番号①】

利用時間の拡大や多彩なイベントの開催など、地域を意識した秦野らしさが感じられる提案となっている。また、維持管理費用削減の提案は、実績に基づいているほか、コスト低減について独自性が感じられる。

【申請番号②（シンコースポーツ・小田急電鉄・NTTファシリティーズ共同事業体）】
まちづくりの貢献を基本に現状分析を踏まえた多くの方策や自主事業が提案されている。スタジオスペースの創設やスマートプールシステムの導入、空き情報確認ツールの導入など、施設の利用促進や利用者の利便性向上に繋がる提案が多く、期待が持てる。

【申請番号③（ミズノグループ）】

事前アンケート等による市民ニーズの把握を踏まえ、構成団体の強みを生かした練られた提案となっている。その内容は、スポーツ協会との住み分けが明確で、かつ、施設の設置目的に照らして、最も深掘りされたものとなっている。さらに、地元団体等を含めた地域との連携も具体的で、妥当性のある積算根拠のもと、無理のない収支計画となっており、全体的にバランスの良さ・安定感がある。



FNo.0・2・4(甲)

令和3年7月5日

秦野市カルチャーパーク及びおおね公園
指定管理者選定評価委員会 様

秦野市長 高橋 昌 和



秦野市カルチャーパーク及び秦野市立おおね公園指定管理者候補
の選定に係る意見について(依頼)

秦野市都市公園条例(昭和50年秦野市条例第9号)第32条第2項の規定
に基づき、秦野市カルチャーパーク及び秦野市立おおね公園の指定管理者候補
の選定について、意見を求めます。

〔 事務担当は、政策部行政経営課公共施設マネジメント担当です。 〕
電話 0463-82-5102(直通)